

マイナンバーの通知カードは11月18日(水)から順次郵送される予定です

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

町内のマイナンバーの通知カードは、11月18日(水)から順次郵送する予定です。町内の全世帯への配達には12月上旬以降までかかる見込みです。

簡易書留(転送不要)で世帯主の方あてに、世帯の皆さまの分を一緒にお送りします。受け取りましたら、大切に保管してください。なお、希望される方は、同封されている申請書で「個人番号カード」を申し込みます。

■郵送に関する問合せ/吉川郵便局コールセンター ☎048-982-1901

消費生活情報

問合せ：松伏町消費生活センター(環境経済課内) ☎ 991-1854

マイナンバー制度に便乗した不審な電話などにご注意ください

平成27年10月から通知されるマイナンバーに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などと言った不審な電話などに関する相談が寄せられています。不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。

【事例1】 行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする不審な電話

行政機関を名乗って「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」と電話があった。本当か。(60歳代 女性)

【事例2】 行政機関の職員を名乗り、資産等の情報を聞き出そうとする女性の来訪

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。(60歳代 女性)

【事例3】 マイナンバーの管理をうたう業者からの不審な電話

知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切ったが、本当か。(60歳代 男性)

アドバイス

- ▶ 不審な電話は、すぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- ▶ 電話で、家族構成などを聞くことはありません。
- ▶ 少しでも不安を感じたら、すぐ消費生活センター、消費者ホットライン「188」、警察などに相談してください。



松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

人権それは愛

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873/ 企画財政課 ☎ 991-1815

ノーマライゼーション

『ノーマライゼーション』という言葉をよく耳にします。ノーマライゼーションとは、「障がいのある方とない方とが区別されることなく、社会生活を共におくことが正常なことであり本来の望ましい姿である。」という社会福祉における理念の一つです。

「障がい」といっても、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど様々で、障がいのある方が日常の中で障壁となるものには、道路や歩道、建物内の段差などの物理的な障壁、情報収集やコミュニケーションの困難さなどの情報面の障壁、そのほか、無意識や無関心といった意識上の障壁など様々な場面が考えられます。

ノーマライゼーションを実現するためには、障がいや障がいのある方に対する理解を深め、すべての人々の心の壁を取り除き、町民の一人ひとりが障がいを取り巻く問題を認識し、共に解決に向けて行動することが大切です。

誰にでも、病気や突然の事故などにより障がいを負う身になる可能性があることを忘れてはなりません。ノーマライゼーションの理念のもと、優しさと思いやりを持って行動しましょう。